

第2回大網白里市障がい者計画等策定懇談会会議録

1 日 時 令和6年2月2日（金）午前10時から午前11時

2 場 所 中央公民館 2階会議室

3 出席者

- (1) 委員 別紙出席者名簿のとおり
- (2) 事務局 市社会福祉課 中古課長、斉藤副課長、内山主査、森田

4 配布資料

- (1) 次第
- (2) 第3次障がい者計画・第7期大網白里市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）
- (3) 参考資料 山武郡市障がい者基幹相談支援センター（さんサポ）

5 概 要

(1) 開会

- ・事務局の進行により開会。

(2) あいさつ

- ・会長あいさつ

(3) 議題

- ・会長が議長となり、議事を進行。

①第3次障がい者計画・第7期大網白里市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について

- ・事務局から素案に基づき説明。
- ・質疑等

○委員

表記の仕方について、圏域という表現と県という表現があるが、圏域とはどの地域を指すのか。

また、この計画に注釈等で表記されているのか

○事務局

圏域とは、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町の三市三町のことを指しています。

なお、表記はございません。

○委員

表記した方がわかりやすいと思われる。

○事務局

わかりました。

○委員

国からは、精神障がい者のピアの人の職場を広げていくとなっており、この辺では、茂原市、旭市、千葉市での就職実績があると聞いている。

策定会議資料に地域移行でピアの人の活用をしていくような文章があった。

大網白里市では、何かピアに対する対策はあるか。

○事務局

茂原市、旭市、千葉市を参考に、基幹相談支援センターにも話を伺った上で、検討したいと思います。

○委員

今回はかまいませんが、検討していただければと思う。

○事務局

本市独自では難しいが、山武圏域の三市三町で構成されている自立支援協議会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築会議を開催しており、そこでピアサポートや就労について、検討していければと考えています。

○委員

57ページに発達障がい者等に対する支援が新しく項目として設けられているが、山武圏域において、どこまでやるか決まっているのか。

○事務局

目標達成の方策について、話し合っている最中です。

○委員

大網白里市としても、この活動に参加していくのか。

○事務局

基幹相談支援センターと三市三町で対応していく予定で考えています。

○委員

これから大網白里市でもペアレントメンターにつながれるようなことを実施していただきたい。

この実施は、3年後ですか。

○事務局

令和8年までに実施したいと考えています。

○委員

39ページ等に記載されている具体的事業は、繰り返したと思うが、それでよいか。

○事務局

具体的事業については、令和3年に策定したもので、今回の一部見直しに際しては、修正はいたしません。

○委員

修正しないということは、道路環境・交通安全施設等の整備や、やさしいまちづくりの推進については、このまま移行していくのか。

また、PDCAサイクルとしては、どのように評価されるのか。

例えば、JR永田駅のトイレ問題については、道路環境・交通安全施設等の整備や、やさしいまちづくりの推進に相反するような出来事が起きている。

PDCAサイクルで言えば、この目標が達成できているのか。

やさしいまちづくりという表現を続けていいのか。

ご存じの方は少ないが、永田駅について、下りのホームしか車いすのスロープがないため、上りのホームに行く場合は、橋を渡らなければいけない。

このような状況で、やさしいまちづくりという具体的な政策展開ができるのか。

健全者でさえ、住みにくくなっている大網白里市の現状があるが、部署を超えて、JRが納得するような着地点を見出すことができなかつたのか。

健全者が困っていたら、障がい者の方はもっと困っているのだから、そこに対しての意見をお伺いしたい。

○会長

委員のご指摘は、市役所の中で障がい者の計画が、どう位置付けられているのかというご質問でいいですか。

○委員

そうです。

○事務局

今回、障がい者計画ということで協議いただいておりますが、その上に地域福祉計画があり、さらに、その上に総合計画がありますが、個々で見ると市のなかで連携が取れていないところもあります。

しかしながら、行政も縦割りではなく、横の連携を図っていきたいと思います。

○委員

私としては、市役所のなかでも問題提起をし、協議していつてもらいたい。

市の広報でも永田駅のトイレ問題を、健常者でさえ困っている問題を公開してもらいたい。

私達がここにいる理由は、よりよいまちづくりをどう具現化していくかということではないのか。そのためには、まず市民の方々にしっかり起こっていることを公開すべきだと思う。

また、成年後見制度の利用の促進だが、今、問題が起きている制度を促進することについて、文言も促進ではなく、何か変更すべきと思う。

○会長

ただいまの質疑応答についてですが、このような意見があるということと、この計画が市の位置づけの中で、どのような位置づけにあるか確認できたのではないかと思います。

○委員

3ページの法律の改正について、事業者に対して合理的配慮が義務化される。

会長にお伺いしますが、合理的配慮について、どのように理解したらいいのか教えていただきたい。

○会長

例えば、私の所属している大学では、障がいがある等で学ぶことが難しい学生に、通常の学生と同じように学べるよう本人と一緒に考えていくというスタンスです。

大学の構内は、車いすが非常に走りにくく、すぐに改善することは難しいため、遠回りをお願いしたり、エレベーターについても遠回りにはなりますが、教室には行けるようになっているのでというように、本人とすり合わせを行っております。

そのようなことが、合理的配慮なのかと理解しているところです。

○委員

会長が説明したように、その都度、話し合いお互いが納得できるようなところを見つけていかなければいけないような作業が法的に課せられたことから、かなり重く受け止めなければいけないし、そのための活動をしなければいけないと考える。

今までボランティア活動をしていても、合理的配慮に関する話し合いの場を設けないといけないという話がなく、市は、そのことについて、どのように考えているのか。

○事務局

合理的配慮については、委員の言うとおりにお互いが納得できるようなところを見つけていかなければいけないと考えています。

○委員

市民全員が取り組まなければいけないことだと思いますが、市はどのように考えているか。

○事務局

具体的な取り組みについては、今後、考えていきたいと思っています。

○会長

今回の障がい者計画の見直しのポイントは、4ページから5ページの国の指針である14項目をもとに計画を策定するとのことで、この項目に差別解消法に係る文言がなければ、今回の計画か、次期計画に、合理的配慮の啓蒙等の項目を追加いただければという意見ということでよろしいですか。

○委員

そうです。

また、成年後見制度について、現状の成年後見制度は、本人の意思決定支援に相反する制度で、代理人をつけたら、本人の意思に関わらず決定できるため、去年か一昨年に国連の障がい者権利委員会から日本は差別的だと強い指摘を受けたと思うが、それについては、次期計画に入ってくるのか。

○事務局

今回の計画に入れることは難しいため、今後の計画に反映したいと思います。

○会長

今回の計画に取り入れるのは難しいかもしれないが、この懇談会ではそのような意見が出ているということが大事なポイントだと思います。

○委員

もう一度確認したいのですが、成年後見制度の利用の促進という文言を私は検討課題だと感じる。

国の施策の文言を取り入れることを私たちは容認していることになり、問題があるにもかかわらず、変更できていない現状で、この文言をそのまま使用することは、違うメッセージを障がい者の方たちに与えてしまう可能性があると思う。

この文言は、変更できないのか。

促進という言葉を変えるだけでも変わってくると思うが。

○会長

この懇談会については協議をする場ではなく、意見を出してもらう場であり、さらに言うと、修正等に関しては次の段階であるパブコメの指摘を反映したりするのかと解釈しています。

懇談会の役割を事務局にご助言いただいてもよろしいですか。

○事務局

審議会等ではなく、あくまでも懇談会ということで皆様から意見をいただいた上で、なるべくその意見を計画に反映させられればと考えています。

また、成年後見制度について、問題があるのは認識しております。ただし、施設入所されている方で、身寄りがない方等、自分ではお金の管理ができないような方に後見人をつけたいと施設の方からの相談もありますので、この制度の全てを否定してしまうと困ってしまう方もいらっしゃるという現実もあります。

なお、促進という表現を変えるかどうかは、検討したいと思います。

あらためて、この懇談会についてですが、あくまでも皆様からの意見をもらう場になります。

○会長

ありがとうございます。

この懇談会については、今のように活発な意見を出していただく場と解釈していただければと思います。

○委員

現場からそのような意見が出て困っていることは承知している。

何が問題かという一回後見人を決めたら、その人を代えられず、異議申し立ても一切受けられない。

また、後見人に支払われる金額がしっかりと例示されず、後見人になってお金を搾取しているケースもあり、弱い立場の人の権利を無視した状態の法律が運用されてしまっていることを私達がまず知るべきだということ。

それでも促進という言葉を使用するのか意見させていただくとともに、この文言を変えていただきたいとお願いする。

○委員

会長にお伺いしたい。

障がい者とは、どこまでの範囲をいうのか。

前回、市に聞いたとき、手帳を持っているか持っていないかで判断するとのことであるが、実際はどんな心持ちで把握しておいた方がいいのか。

○会長

個人的な見解になりますが、障がいを幅広く捉えると、生きづらさであったり、何かのしづらさは全て障がいという言葉になるのかもしれない。

また、狭く捉えていくと障がい者手帳という尺度です。

今回の計画では、手帳の所持者や自立支援医療の利用者というところで人数を把握していますが、そのようなところでも障がい者の定義というのが読み解けるのかなと思います。

○委員

いろいろな方をサポートする際に、日常生活が困難かと思えばサポートしようとする、手帳の有無により、先に進めなくなることがあります。

発達障がいについても、どのように理解したらいいのかわからなかったが、会長が言うとおりの言葉の捉え方ひとつで変わってくると理解しました。

○委員

発達障がいに関しては、早期発見ということで、幼稚園や保育所、学校での気づきが重要になってくる。

まずは、学校等の先生に知ってもらった上で、連携が必要になると思う。

その上で、親にサポートを繋げるということであれば、第三者から見て発達障がいのようなところがあるので、医者にかかって具体的なアプローチの仕方を学んでもらってからの方が、親が客観的に子どもを見られるし、助かると思う。

発達障がい者にとっては、早期支援というところで、公共教育機関がアプローチしていただければと思う。

○委員

障がいの捉え方について、発達障がいは、本当に難しいと思う。

自分で障がいと認めて申請する方は、いろいろな制度が使えるが、申請しない方が多く、周りの人がサポートしながら導いていくしかないと思う。

また、千葉県内には、精神に障がいのある方で手帳を取得していない方が1万人以上いると言われており、手帳だけで決めるのは非常に難しいと思う。

○会長

委員の皆様からは、障がい者計画においては、障がい者の基準は必要であるが、生きづらさを感じている方々への支援というところにも視野を広げる必要性があるとの問題意識を持っていることを感じました。

○委員

ひきこもりの方について、障がいの枠組みでサポートしてあげられないか考えている。

○委員

私が以前、所属していた法人では、児童発達支援センターと保育所等訪問支援事業を行っており、保育園や幼稚園から発達に疑問がある子どもの情報提供があると、実際に訪問して、その子の状態を確認した上で、親に連絡する等、早期発見と早期療育に結び付けるというような取り組みを行っていました。

保育士からの要請で行く時もあれば、定期的に保育所に伺い、お声掛けして療育に結び付けたり、やはり専門職が入ることは非常に大事かと思えます。

こちらの計画でも8年度末までに圏域で障がい児支援の提供体制を整備することになっておりますので、将来的にはそのような取り組みがなされていくのかと思えます。

○会長

それでは議題1はご意見がないようなので、事務局は本日皆様からいただいた意見を参考に計画を作成するようお願いしたい。

②その他

- ・事務局から別紙の策定経過に基づき説明。

3月18日に第3回目を予定。

(4) 閉会